



発行 新潟県

**第 59 号**

令和7年7月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

訓 令

15 加治川第1頭首工及び加治川第2頭首工管理規程の一部改正（農地建設課）

告 示

753 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）

754 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）

755 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）

756 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

757 土地改良事業計画の認可（農地計画課）

公 告

特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

公安委員会規則

9 新潟県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則（組織犯罪対策課）

10 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則（組織犯罪対策課）



◎新潟県訓令第15号

新発田地域振興局

加治川第1頭首工及び加治川第2頭首工管理規程（平成6年4月新潟県訓令第21号）の一部を次のように改正し、令和7年8月1日から実施する。

令和7年7月29日

新潟県知事 花角 英世

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前		
<p style="text-align: center;"><u>加治川右岸頭首工、加治川第1頭首工及び加治川第2頭首工管理規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、新潟県頭首工管理条例（平成元年新潟県条例第30号）第3条の規定により、<u>加治川右岸頭首工（以下「右岸頭首工」という。）</u>、<u>加治川第1頭首工（以下「第1頭首工」という。）</u>及び<u>加治川第2頭首工（以下「第2頭首工」という。）</u>（以下「頭首工」と総称する。）の管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(頭首工の用途)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 <u>右岸頭首工及び第2頭首工は、農業用水の供給をその用途とする。</u></p> <p>(水位の制限)</p> <p><b>第5条</b> <u>右岸頭首工における取水水位は、標高63.32メートルを標準とし、<u>標高63.62メートルより上昇させてはならない。</u></u></p> <p>2 <u>第1頭首工における取水水位は、標高53.60メートルを標準とし、<u>標高54.30メートルより上昇させてはならない。</u></u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>右岸頭首工及び第1頭首工の水位の測定は、それぞれ右岸頭首工又は第1頭首工に設置された水位計によるものとする。</u></p> <p>5 <u>第2頭首工の水位の測定は、<u>第2頭首工左岸取水口に設置された水位計によるものとする。</u></u></p> <p>(流入量の測定)</p> <p><b>第6条</b> <u>それぞれの頭首工地点における河川からの流入量（以下「流入量」という。）は、それぞれの頭首工からの放流量と取水量を測定し合算したものと</u>する。</p> <p>(取水量)</p> <p><b>第7条</b> 管理者は、次に掲げる水量の範囲内で必要な水量を取水するものとする。</p> <p>(1) <u>右岸頭首工</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">期間</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">取水量</td> </tr> </table>	期間	取水量	<p style="text-align: center;"><u>加治川第1頭首工及び加治川第2頭首工管理規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、新潟県頭首工管理条例（平成元年新潟県条例第30号）第3条の規定により、<u>加治川第1頭首工（以下「第1頭首工」という。）</u>及び<u>加治川第2頭首工（以下「第2頭首工」という。）</u>（以下「頭首工」と総称する。）の管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(頭首工の用途)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 第2頭首工は、農業用水の供給をその用途とする。</p> <p>(水位の制限)</p> <p><b>第5条</b> <u>第1頭首工における取水水位は、<u>標高53.60メートルを標準とし、<u>標高54.30メートルより上昇させてはならない。</u></u></u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>頭首工の水位の測定は、それぞれ頭首工左岸取水口に設置された水位計によるものとする。</u></p> <p>(流入量の測定)</p> <p><b>第6条</b> <u>頭首工への流入量の測定は、それぞれ頭首工左岸取水口に設置された水位計によるものとする。</u></p> <p>(取水量)</p> <p><b>第7条</b> 管理者は、次に掲げる水量の範囲内で必要な水量を取水するものとする。</p>
期間	取水量		

4月1日から 4月19日まで	m <sup>3</sup> /s 1.573
4月20日から 5月7日まで	2.848
5月8日から 9月10日まで	2.594
9月11日から 翌年3月31日 まで	0.670

(2) 第1頭首工

区分 期間	農業用水取 水量	上水道用水 取水量	計
4月1日 から4月 19日まで	m <sup>3</sup> /s 5.197	m <sup>3</sup> /s 0.350	m <sup>3</sup> /s 5.547
4月20日 から5月 7日まで	12.549	0.350	12.899
5月8日 から9月 10日まで	10.780	0.350	11.130
9月11日 から翌年 3月31日 まで	3.280	0.350	3.630

(3) 第2頭首工

区分 期間	左岸取水量	右岸取水量	計
4月1日 から4月 19日まで	m <sup>3</sup> /s 3.709	m <sup>3</sup> /s 4.536	m <sup>3</sup> /s 8.245
4月20日 から5月 7日まで	7.244	4.696	11.940
5月8日 から9月 10日まで	6.344	4.542	10.886
9月11日 から翌年 3月31日 まで	2.200	1.140	3.340

2 右岸頭首工における取水量の測定は、取水口下流に設置した流量計の読みによるものとする。

3 (略)

4 第1頭首工における上水道用水の取水量の測定は、新発田市水道局浄水場に設置された測定計器によるものとする。

5 (略)

(1) 第1頭首工

区分 期間	農業用水取 水口	上水道用水 取水口	計
4月1日 から5月 25日まで	m <sup>3</sup> /s 15.29	m <sup>3</sup> /s 0.35	m <sup>3</sup> /s 15.64
5月26日 から9月 10日まで	14.55	0.35	14.90
9月11日 から翌年 3月31日 まで	3.95	0.35	4.30

(2) 第2頭首工

区分 期間	左岸取水口	右岸取水口	計
4月1日 から5月 25日まで	m <sup>3</sup> /s 9.95	m <sup>3</sup> /s 3.64	m <sup>3</sup> /s 13.59
5月26日 から9月 10日まで	9.01	3.35	12.36
9月11日 から翌年 3月31日 まで	2.20	1.14	3.34

2 (略)

3 第1頭首工における上水道用水の取水量の測定は、新発田市水道局取水場に設置された測定器によるものとする。

4 (略)

(放流)

第9条 右岸頭首工からの放流は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 右岸頭首工下流に必要な流量を確保する必要があるとき。
- (2) 右岸頭首工の水位が標高63.62メートルを超えるおそれがあるとき。
- (3) 右岸頭首工の点検又は整備を行う必要があるとき。
- (4) (略)

2 第1頭首工からの放流は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 第1頭首工下流に必要な流量を確保する必要があるとき。
- (2) 第1頭首工の水位が標高54.30メートルを超えるおそれがあるとき。
- (3) 第1頭首工の点検又は整備を行う必要があるとき。
- (4) その他やむを得ない理由があるとき。

3 (略)

(放流量)

第10条 頭首工からの放流は、これにより下流の水位に急激な変動を生じさせないよう右岸頭首工にあつては別図第4、第1頭首工にあつては別図第5、第2頭首工にあつては別図第6のとおり行うものとする。ただし、流入量が急激に増加しているときは、それぞれ当該流入量の増加率の範囲内において放流量を増加することができるものとする。

(関係機関に対する通知)

第11条 管理者は、頭首工からの放流により下流の水位に急激な変動を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる頭首工の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機関に対し、放流を開始する1時間前までに、放流の日時、放流量、下流の水位等を加入電話により通知するものとする。

頭首工の区分	機関
右岸頭首工	(略)
第1頭首工	
第2頭首工	(略)

(一般への周知)

第12条 管理者は、頭首工からの放流により下流の水位に急激な変動が生ずると認めるときは、放流を開始する約15分前に、拡声器により警報を発して、一般に周知しなければならない。

(放流)

第9条 第1頭首工からの放流は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 第1頭首工下流に必要な流量を確保する必要があるとき。
- (2) 第1頭首工の水位が標高54.30メートルを超えるおそれがあるとき。
- (3) 第1頭首工の点検又は整備を行う必要があるとき。
- (4) (略)

2 (略)

(放流量)

第10条 頭首工からの放流は、これにより下流の水位に急激な変動を生じさせないよう第1頭首工にあつては別図第4、第2頭首工にあつては別図第5のとおり行うものとする。ただし、頭首工への流入量が急激に増加しているときは、それぞれ当該流入量の増加率の範囲内において放流量を増加することができるものとする。

(関係機関に対する通知)

第11条 管理者は、頭首工からの放流により下流の水位に急激な変動を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、次の表の上欄に掲げる頭首工の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機関に対し、放流を開始する1時間前までに、放流の日時、放流量、下流の水位等を加入電話により通知するものとする。

頭首工の区分	機関
	(略)
第1頭首工	
第2頭首工	(略)

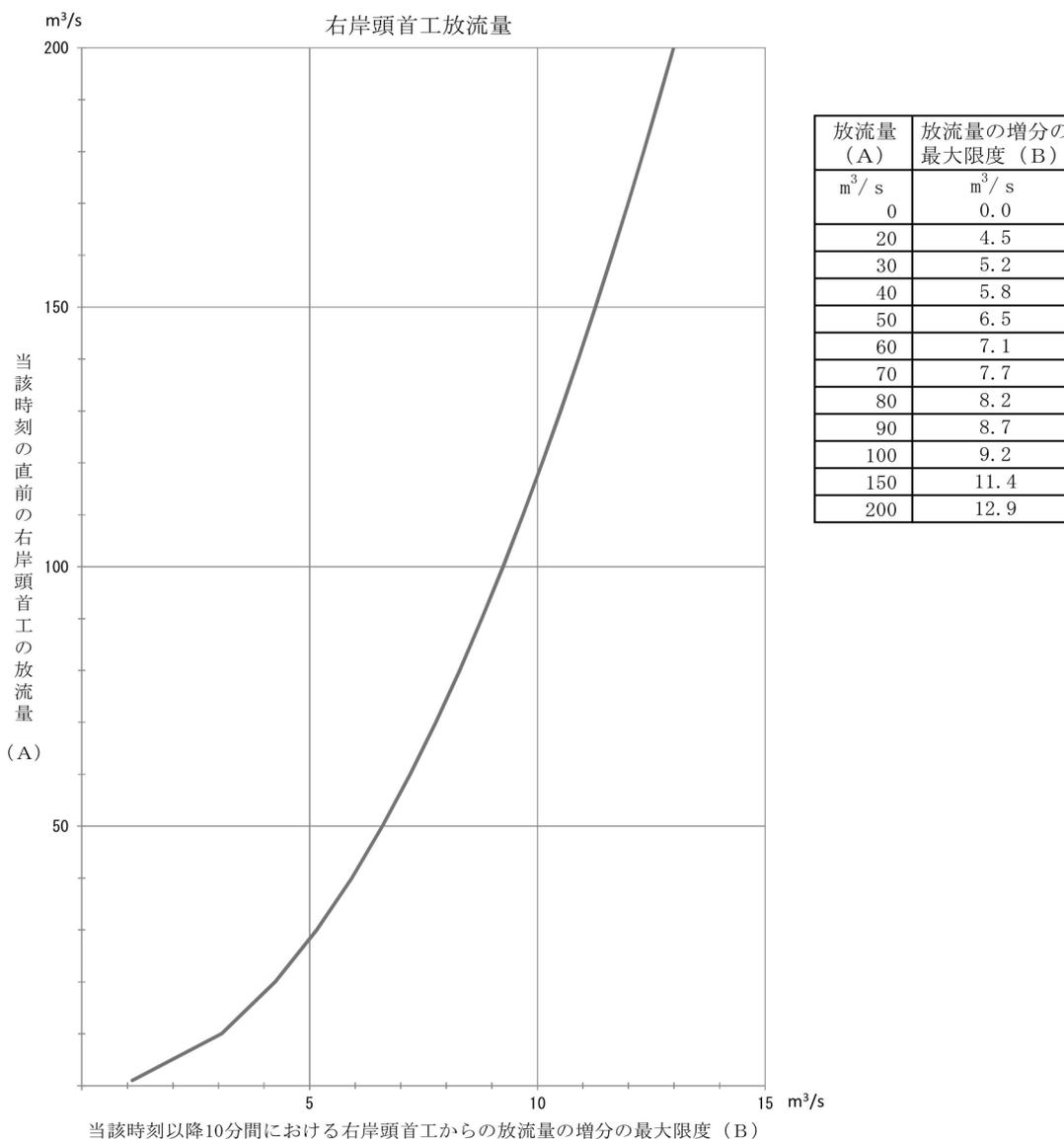
(一般への周知)

第12条 管理者は、頭首工からの放流により下流の水位に急激な変動が生ずると認めるときは、放流を開始する約15分前に、拡声器により警報を発して、一般に周知させなければならない。

<p>(洪水吐ゲート等の操作)</p> <p><b>第13条</b> <u>右岸頭首工の放流用のゲートを構成する個々のゲートは、右岸に最も近いものから左岸に向かって順に1号洪水吐・土砂吐ゲート、2号洪水吐・土砂吐ゲートという。</u></p> <p>2 <u>右岸頭首工から放流する場合は、原則として1号洪水吐・土砂吐ゲート、2号洪水吐・土砂吐ゲートの順に開き、1号洪水吐・土砂吐ゲートを操作した後さらに放流量が増加するときには2号洪水吐・土砂吐ゲートを操作するものとする。ただし、取水機能を維持するため土砂の掃流を行うときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>ゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によって操作するものとする。</u></p> <p><b>第14条</b> (略)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>(点検及び整備)</p> <p><b>第17条</b> (略)</p> <p>2 管理者は、ゲート、<u>予備動力施設及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適宜その試運転を行わなければならない。</u></p> <p>(洪水)</p> <p><b>第19条</b> 洪水とは、頭首工地点の流量が次に掲げる流量以上の出水をいう。</p> <p>(1) <u>右岸頭首工 毎秒120立方メートル</u></p> <p>(2) <u>第1頭首工 毎秒260立方メートル</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(洪水吐ゲート等の操作)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p><b>第14条</b> (略)</p> <p><b>第15条</b> 削除</p> <p>(点検及び整備)</p> <p><b>第17条</b> (略)</p> <p>2 管理者は、ゲート及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適宜その試運転を行わなければならない。</p> <p>(洪水)</p> <p><b>第19条</b> 洪水とは、頭首工地点の流量が次に掲げる流量以上の出水をいう。</p> <p>(1) <u>第1頭首工 毎秒26立方メートル</u></p> <p>(2) (略)</p>
--	---

別図第5を別図第6とし、別図第4を別図第5とし、同表の前に次の1図を加える。

別図第4 (第10条関係)



告 示

◎新潟県告示第753号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和7年7月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(1) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域内）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
村上市	45者	村上押前4135番ほか211筆 20.9ha
関川村	8者	土沢2940番1ほか51筆 7.1ha
新発田市	25者	中曽根鼠谷内1187番ほか160筆 20.6ha

阿賀野市	95者	堀越蕪木1975番1ほか706筆 66.4ha
胎内市	7者	赤川一杯田4184番ほか47筆 3.9ha
聖籠町	5者	真野二本松樋下1877番1ほか12筆 1.0ha
新潟市	39者	北区高森山ノ浦347番ほか251筆 20.7ha
五泉市	27者	下阿弥陀瀬内野581番ほか178筆 21.8ha
阿賀町	11者	日野川高壁甲29番ほか22筆 2.3ha
三条市	18者	棚鱗松林1475番ほか149筆 11.9ha
燕市	19者	佐渡塚田507番1ほか80筆 11.1ha
弥彦村	21者	山岸稲場756番ほか92筆 10.9ha
長岡市	83者	大口字江東2539番1ほか288筆 42.1ha
出雲崎町	4者	桂沢大坪387番1ほか33筆 3.5ha
魚沼市	23者	吉水谷内2518番1ほか119筆 9.0ha
南魚沼市	152者	浦佐4031番ほか349筆 55.8ha
十日町市	21者	下条1丁目2021番ほか89筆 9.9ha
津南町	3者	谷内7902番ほか5筆 1.7ha
上越市	41者	吉川区下中条下割1773番ほか144筆 23.5ha
妙高市	7者	五日市ハバキメン278番ほか12筆 2.0ha
糸魚川市	62者	羽生1804番ほか168筆 18.1ha
佐渡市	21者	金井新保出崎甲684番ほか78筆 13.2ha
合計	737者	3,266筆 377.3ha

## (2) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域外）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
阿賀野市	10者	里外輪橋566番6ほか25筆 1.6ha
聖籠町	1者	山倉松庵738番1 0.04ha
新潟市	5者	北区太田松影甲211番1ほか6筆 0.5ha
三条市	2者	高岡諏訪川原204番1ほか2筆 0.3ha
小千谷市	2者	蕨生広田甲2209番ほか14筆 0.5ha
魚沼市	3者	大沢道南630番ほか3筆 0.2ha
南魚沼市	20者	浦佐5129番1ほか31筆 3.4ha
上越市	8者	吉川区山直海フケ4259番ほか17筆 1.8ha
糸魚川市	2者	上刈5丁目1593番ほか2筆 0.3ha
合計	53者	109筆 8.6ha

## (3) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	7者	村上押前4135番ほか211筆 20.9ha
関川村	7者	土沢2940番1ほか51筆 7.1ha
新発田市	20者	中曽根鼠谷内1187番ほか160筆 20.6ha
阿賀野市	53者	堀越蕪木1975番1ほか707筆 66.4ha
胎内市	9者	下江端道下115番1ほか57筆 4.8ha
聖籠町	3者	諏訪山尾沢辺1089番ほか12筆 1.0ha
新潟市	33者	北区高森山ノ浦327番ほか251筆 20.7ha
五泉市	14者	下阿弥陀瀬内野581番ほか178筆 21.8ha
阿賀町	5者	両郷向島乙2887番1ほか22筆 2.3ha
三条市	6者	棚鱗松林1475番ほか149筆 11.9ha
燕市	13者	佐渡塚田507番1ほか80筆 11.1ha
弥彦村	5者	山岸稲場756番ほか92筆 10.9ha
長岡市	39者	大口字江東2539番1ほか288筆 42.1ha

出雲崎町	2者	桂沢大坪387番1ほか33筆 3.5ha
魚沼市	9者	吉水谷内2518番1ほか119筆 9.0ha
南魚沼市	4者	浦佐4031番ほか349筆 55.8ha
十日町市	11者	下条1丁目2021番ほか89筆 9.9ha
津南町	1者	谷内7902番ほか5筆 1.7ha
上越市	16者	板倉区長塚石原44番2ほか144筆 23.5ha
妙高市	8者	五日市ハバキメン278番ほか12筆 2.0ha
糸魚川市	12者	羽生1804番ほか168筆 18.1ha
佐渡市	18者	金井新保出崎甲684番ほか90筆 14.7ha
合計	295者	3,289筆 379.6ha

(4) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	6者	里外輪橋566番6ほか25筆 1.6ha
聖籠町	1者	山倉松庵738番1 0.04ha
新潟市	5者	北区太田松影甲211番1ほか6筆 0.5ha
三条市	2者	高岡諏訪川原204番1ほか2筆 0.3ha
小千谷市	2者	蔞生広田甲2209番ほか14筆 0.5ha
魚沼市	3者	大沢道南630番ほか3筆 0.2ha
南魚沼市	2者	浦佐5129番1ほか31筆 3.4ha
上越市	4者	吉川区山直海フケ4259番ほか17筆 1.8ha
糸魚川市	2者	上刈5丁目1593番ほか2筆 0.3ha
合計	27者	109筆 8.6ha

(5) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	6者	潟端砂子田533番ほか32筆 7.8ha
関川村	1者	高田2011番ほか4筆 0.9ha
新発田市	6者	上新保1133番ほか28筆 5.0ha
阿賀野市	32者	上中野目石船戸278番ほか278筆 25.6ha
聖籠町	1者	山倉山下576番1ほか2筆 0.2ha
新潟市	14者	北区浦木浦木2921番ほか237筆 19.1ha
五泉市	1者	五泉滝沢571番 0.1ha
燕市	1者	松橋西724番ほか1筆 0.2ha
長岡市	4者	西所41番ほか15筆 3.2ha
出雲崎町	3者	神条松バサキ2165番ほか102筆 7.3ha
魚沼市	1者	金ヶ沢久円明372番 0.1ha
十日町市	1者	真田甲3331番ほか1筆 0.4ha
上越市	2者	吉川区山直海太田2969番2ほか14筆 1.5ha
糸魚川市	2者	谷根中田3257番ほか3筆 0.4ha
佐渡市	4者	金井新保出崎甲653番ほか40筆 6.0ha
合計	79者	772筆 77.9ha

(6) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	1者	金淵居浦甲4620番1ほか1筆 0.1ha
新潟市	2者	北区上土地亀古鳥屋104番ほか3筆 0.2ha
上越市	1者	吉川区山直海フケ1091番3ほか6筆 0.9ha
合計	4者	13筆 1.1ha

(7) 農地中間管理機構に対する所有権の移転（買入・地域計画区域内）

市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地
新発田市	6者	島潟折笠2842番ほか22筆 1.7ha
長岡市	2者	小島谷3871番ほか4筆 1.5ha
魚沼市	4者	須原前原3712番ほか15筆 1.1ha
南魚沼市	7者	茗荷沢1443番ほか10筆 1.0ha
上越市	4者	本道2079番ほか8筆 4.0ha
妙高市	1者	青田宮田73番2ほか5筆 0.9ha
佐渡市	4者	上横山西141番ほか31筆 3.5ha
合計	28者	102筆 13.7ha

(8) 農地中間管理機構による所有権の移転（売渡・地域計画区域内）

市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地
新発田市	4者	島潟折笠2842番ほか22筆 1.7ha
長岡市	2者	小島谷3871番ほか4筆 1.5ha
魚沼市	1者	須原前原3712番ほか15筆 1.1ha
南魚沼市	2者	茗荷沢1443番ほか10筆 1.0ha
上越市	3者	本道2079番ほか8筆 4.0ha
妙高市	1者	青田宮田73番2ほか5筆 0.9ha
佐渡市	5者	上横山西141番ほか31筆 3.5ha
合計	18者	102筆 13.7ha

2 認可年月日

令和7年7月29日

◎新潟県告示第754号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年7月29日

新潟県知事 花角 英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
新潟市秋葉区金津字通上3053番2	田	102
新潟市秋葉区金津字通上3054番1	田	105

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和7年11月	5年	925円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 星 丈志  
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第53号（令和7年7月8日発行）で告示したが、令和7年7月22日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新津支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局新津支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第755号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和7年7月29日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15041	登録年月日	令和5年8月18日				
登録検査機関の名称	株式会社老成						
代表者氏名	代表取締役 早川 典孝						
主たる事務所の所在地	新潟県阿賀野市かがやき2-16						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	佐藤 真那臣 片桐 啓介	玄米 玄米	K1527038 K152025008				
備 考	略称『(株)老成』 令和7年7月29日 農産物検査員1名の登録抹消、1名の新規登録。検査員合計4名。						

◎新潟県告示第756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東蒲原郡阿賀町の阿賀町津川土地改良区の定款の変更を令和7年7月17日認可した。

令和7年7月29日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

令和7年7月29日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	一之沢	農業用排水施設整備（基盤整備促進「農業用排水施設」）事業	新規	令和7年7月10日	第48条

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量  
情報系端末装置等貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

- 3 調達方法  
借上げ
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和7年7月7日
- 6 落札者の氏名及び住所  
NTT・TCリース株式会社 新潟支店  
新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1215番地7
- 7 落札価格  
638,055,000円
- 8 入札公告日  
令和7年5月27日
- 9 落札方式  
最低価格

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第9号

新潟県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月29日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

新潟県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県暴力団排除条例施行規則（平成23年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設)</p> <p><b>第2条</b> 条例第16条第1項第11号の規定により、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(調査の手続)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 公安委員会は、説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明の日時に出頭しないときは、<u>説明又は資料の提出により違反の事実を明らかにすることができなかつたもの及び説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>(口頭による説明の聴取)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 前条第2項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、<u>日時等変更申出書</u>(別記様式第3号)により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所を変更しなかつたときは、速やかに、その旨を<u>日時等決定通知書</u>(別記様式第4号)により口頭による説明を求めた者に通知しなければならない。</p> <p>(立入検査を行う警察職員の名を明示する証明書)</p> <p><b>第5条の2</b> 条例第20条の2第2項に規定する身分を明示する証明書は、<u>身分証明書(別記様式第4号の2)</u>とする。</p> <p>(口頭による意見の聴取)</p>	<p>(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設)</p> <p><b>第2条</b> 条例第16条第1項第10号の規定により、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(調査の手続)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 公安委員会は、説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明の日時に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。</p> <p>(口頭による説明の聴取)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 前条第2項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、<u>説明日時等変更申出書</u>(別記様式第3号)により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所を変更しなかつたときは、速やかに、その旨を<u>説明日時等決定通知書</u>(別記様式第4号)により口頭による説明を求めた者に通知しなければならない。</p> <p>(口頭による意見の聴取)</p>

**第9条** (略)

2 当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、日時等変更申出書により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 (略)

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を日時等決定通知書により当事者に通知しなければならない。

(命令の方法)

**第10条** 公安委員会は、条例第22条の2第1項、第3項及び第4項の規定による命令は、中止命令書(別記様式第8号)により行うものとする。

2 公安委員会は、条例第22条の2第2項及び第5項の規定による命令は、再発防止命令書(別記様式第9号)により行うものとする。

(弁明の機会の付与)

**第11条** 公安委員会は、条例第22条の2の規定による命令を行おうとするときは、新潟県行政手続条例(平成7年新潟県条例第59号。以下「行政手続条例」という。)第28条の規定により、当該命令を受ける者に対し、弁明の機会を付与する旨を弁明通知書(別記様式第10号)により通知しなければならない。

2 弁明者(前項の規定による通知を受けた者(行政手続条例第29条において準用する同条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)は、行政手続条例第27条第1項の規定による弁明を記載した書面を提出する場合は、弁明書(別記様式第11号)により行わなければならない。ただし、公安委員会が口頭による弁明を認めた場合はこの限りでない。

3 公安委員会は、弁明通知書に記載した提出期限までに弁明書が提出されない場合又は口頭による弁明の期日に弁明者が出頭しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

(弁明に当たっての証拠書類等の提出等)

**第12条** 公安委員会は、行政手続条例第27条第2項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、提出物目録(別記様式第12号)を作成しなければならない。

2 公安委員会は、前項の提出物目録を作成したと

**第9条** (略)

2 当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書(別記様式第8号)により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 (略)

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を意見の聴取日時等決定通知書(別記様式第9号)により当事者に通知しなければならない。

きは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等の提出者に交付しなければならない。

- 3 公安委員会は、必要がなくなったときは、提出を受けた証拠書類等をその提出者に速やかに返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、還付請書（別記様式第13号）と引換えに行わなければならない。

（口頭による弁明）

**第13条** 公安委員会は、弁明者が口頭による弁明をするときは、その指名する警察職員に当該弁明を録取させるものとする。

- 2 前項の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）は、弁明の日時の冒頭において、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を当該弁明者に対し説明しなければならない。

- 3 弁明録取者は、弁明者が口頭による弁明をしたときは、弁明調書（別記様式第14号）を作成し、速やかに公安委員会に提出しなければならない。

（口頭による弁明の日時等の変更）

**第14条** 口頭による弁明の機会を付与された弁明者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、日時等変更申出書により、口頭による弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による弁明の日時又は場所を変更することができる。

- 3 公安委員会は、前項の規定により口頭による弁明の日時若しくは場所を変更したとき、又は第1項の規定による申出を受けた場合で、口頭による弁明の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を日時等決定通知書により当該弁明者に通知しなければならない。

（代理人の選任等）

**第15条** 説明若しくは資料の提出を求められた者、当事者又は弁明者（以下「当事者等」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者等のために、説明若しくは資料の提出、意見の聴取又は弁明に関する一切の行為をすることができる。

- 3 当事者等は、代理人の資格について、代理人選任届出書（別記様式第15号）を公安委員会に提出して証明しなければならない。

- 4 当事者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（別記様式第16号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（代理人の選任）

**第10条** 説明若しくは資料の提出を求められた者又は当事者（以下「当事者等」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

- 3 当事者等は、代理人の資格について、代理人選任届出書（別記様式第10号）を公安委員会に提出して証明しなければならない。

- 4 当事者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（別記様式第11号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(委任)

第16条 (略)

別記様式第1号 (第4条関係)

(表)

説明・資料提出要求書  
(略)

(略)

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項  
1～3 (略)

4 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき(口頭による説明の場合は、口頭による説明の日時に出頭しないとき。)は、新潟県公安委員会は、説明又は資料の提出により違反の事実を明らかにすることができなかつたもの及び説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱います。

5 口頭による説明を求められた場合であつて、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、新潟県公安委員会に対し、日時等変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

6 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人選任届出書を新潟県公安委員会に提出してください。

7 (略)

別記様式第2号 (第4条関係)

説明・資料提出書  
(略)

注1 (略)

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号 (第5条、第9条、第14条関係)

日時等変更申出書  
(略)

新潟県暴力団排除条例施行規則(平成23年新潟県公安委員会規則第11号)の規定に基づき、次のとおり口頭による説明等の日時又は場所の変更を申し出ます。

日時又は場所を変更する種別	<input type="checkbox"/> 口頭による説明(第5条第2項)
	<input type="checkbox"/> 口頭による意見の聴取

(委任)

第11条 (略)

別記様式第1号 (第4条関係)

(表)

説明・資料提出要求書  
(略)

(略)

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項  
1～3 (略)

4 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき(口頭による説明の場合は、口頭による説明の日時に出頭しないとき。)は、新潟県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。

5 口頭による説明を求められた場合であつて、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、新潟県公安委員会に対し、説明日時等変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

6 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、この要求書の番号及び日付、代理人の住所、氏名及びあなたとの関係並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を新潟県公安委員会に提出してください。

7 (略)

別記様式第2号 (第4条関係)

説明・資料提出書  
(略)

注 (略)

別記様式第3号 (第5条関係)

説明日時等変更申出書  
(略)

新潟県暴力団排除条例施行規則(平成23年新潟県公安委員会規則第11号)第5条第2項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

--	--

	(第9条第2項) <input type="checkbox"/> 口頭による弁明(第14条第1項)
要求書又は通知書の番号及び日時	(略)
(略)	

注1 該当する□の中にレ点を付けること。

2 (略)

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号(第5条、第9条、第14条関係)

日時等決定通知書

(略)

新潟県暴力団排除条例施行規則(平成23年新潟県公安委員会規則第11号)の規定に基づき、次のとおり口頭による説明等の日時又は場所の変更を決定したので通知します。

日時又は場所の変更を決定した種別	<input type="checkbox"/> 口頭による説明(第5条第4項) <input type="checkbox"/> 口頭による意見の聴取(第9条第4項) <input type="checkbox"/> 口頭による弁明(第14条第3項)
要求書又は通知書の番号及び日時	(略)

日時又は場所の変更決定  
(略)

日時又は場所の不変更決定

日時又は場所を変更しない理由	
----------------	--

(略)

別記様式第6号(第8条関係)

意見の聴取通知書

(略)

(略)

(裏)

意見の聴取に際しての注意事項
----------------

1~4 (略)

5 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、新潟県公安委員会に対し、日時等変更申出書により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることが

	(略)
(略)	

注 (略)

別記様式第4号(第5条関係)

説明日時等決定通知書

(略)

新潟県暴力団排除条例施行規則(平成23年新潟県公安委員会規則第11号)第5条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

説明・資料提出 要求書の番号 及び日時	(略)
---------------------------	-----

説明の日時又は場所の変更決定  
(略)

説明の日時又は場所の不変更決定

説明の日時又は場所を変更しない理由	
-------------------	--

(略)

別記様式第6号(第8条関係)

意見の聴取通知書

(略)

(略)

(裏)

意見の聴取に際しての注意事項
----------------

1~4 (略)

5 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、新潟県公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し

<p>できます。</p> <p>6 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人選任届出書を新潟県公安委員会に提出してください。</p> <p>7 (略)</p>	<p>出ることができます。</p> <p>6 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、<u>この通知書の番号及び日付、代理人の住所、氏名及びあなたとの関係並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を新潟県公安委員会に提出してください。</u></p> <p>7 (略)</p>
<p>別記様式第7号（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">申述書</p> <p>(略)</p> <p>注1 (略)</p> <p>2 <u>用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</u></p>	<p>別記様式第7号（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">申述書</p> <p>(略)</p> <p>注 (略)</p>

第2条 新潟県暴力団排除条例施行規則の一部を次のように改正する。  
別記様式第4号の次に次の1様式を加える。

別記様式第4号の2 (第5条の2関係)

(表)

	第 号
身 分 証 明 書	
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 写 真             </div>	官 職 氏 名
<p>上記の者は、新潟県暴力団排除条例第20条の2第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">新潟県公安委員会</p>	

(裏)

新潟県暴力団排除条例 (抜粋)

(立入検査)

第20条の2 公安委員会は、前条の規定による説明又は資料の提出によっては、その違反の事実を明らかにすることができないと認めるときは、その必要の限度において、警察職員に、事業所、暴力団事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第24条の3 第20条の2第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

備考 身分証明書の寸法は、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

第3条 新潟県暴力団排除条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式第8号、別記様式第9号、別記様式第10号及び別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第8号 (第10条関係)

(表)

	新公委第 _____ 号 年 月 日	
中止命令書  殿		
新潟県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		
命 令 を 受 け る 者	本 ( 国 ) 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
上記の者に対し、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第22条の2第1項、第3項又は第4項の規定により、下記のとおり命じます。		
記		
命 令 の 内 容		
命 令 を す る 理 由		
審査請求及び処分の取消しの訴えについての教示は、裏面のとおりです。		

注1 該当しない部分を二重線で消去すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

## 審査請求及び処分の取消しの訴えについての教示

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第9号 (第10条関係)

(表)

	新公委第	号
	年 月 日	
再 発 防 止 命 令 書		
殿		
新潟県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		
命 令 を 受 け る 者	本 ( 国 ) 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
<p>上記の者に対し、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第22条の2第2項又は第5項の規定により、下記のとおり命じます。</p>		
記		
命 令 の 内 容		
命 令 を する 理 由		
<p>審査請求及び処分の取消しの訴えについての教示は、裏面のとおりです。</p>		

注1 該当しない部分を二重線で消去すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

## (裏)

## 審査請求及び処分の取消しの訴えについての教示

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第10号 (第11条関係)

(表)

弁 明 通 知 書	
新公委第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日	
殿	
新潟県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る新潟県行政手続条例（平成7年新潟県条例第59号）第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。	
記	
弁 明 の 件 名	
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容	
不 利 益 処 分 の 根 拠 と な る 条 例 の 条 項	
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	_____ 年 _____ 月 _____ 日まで
備 考	
弁明の機会の付与に際しての留意事項は、裏面のとおりです。	

- 注1 口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、摘要欄にその旨並びに日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。  
なお、口頭による弁明の機会を付与されているときは、弁明書を提出する必要はありません。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 提出期限までに弁明書の提出がない場合（口頭による弁明の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、新潟県公安委員会は、弁明がなかったものとして取り扱います。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときは、新潟県公安委員会に対し、日時等変更申出書により、口頭による弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人選任届出書を新潟県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が口頭による弁明の期日に出頭する場合には、この弁明通知書を持参してください。



第4条 新潟県暴力団排除条例施行規則の一部を次のように改正する。  
別記様式第11号の次に次の5様式を加える。

別記様式第12号 (第12条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">提 出 物 目 録</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p>			
<p>新潟県行政手続条例（平成7年新潟県条例第59号）第27条第2項の規定により提出者が提出した下記目録の証拠書類等を受領した。</p>			
記			
弁明の件名			
提出者	住所		
	氏名		
提出を受けた年月日	年 月 日		
目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考
取扱者	職名 氏名		Ⓜ

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第13号 (第12条関係)

還 付 請 書			
新潟県公安委員会 殿		年 月 日	
		住 所	
		氏 名	㊞
下記目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。			
記			
目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考
取 扱 者	職 名		氏 名 ㊞

注 目録欄は、取扱者が記載すること。

別記様式第14号 (第13条関係)

弁 明 調 書  年 月 日  職 名 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>	
弁明の件名	
弁明の日時	
弁明の場所	
弁明者の住所及び氏名 (代理人の住所及び氏名)	
弁明の要旨	
その他参考と なるべき事項	
弁明の要旨は、上記のとおり間違いありません。 <span style="float: right;">㊟</span>	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第15号 (第15条関係)

代理人選任届出書  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">                     年 月 日                 </div>	
新潟県公安委員会 殿  <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     住所                       氏名                       ( 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 )                 </div>	
私は、新潟県暴力団排除条例施行規則（平成23年新潟県公安委員会規則第11号）第15条第3項の規定により、次のとおり代理人を選任し、委任する種別に関する一切の行為をすることを委任します。	
代理人に委任する種別	<input type="checkbox"/> 説明若しくは資料の提出又は口頭による説明（第4条第2項又は第3項） <input type="checkbox"/> 意見の聴取又は申述書の提出（第8条第1項又は第2項） <input type="checkbox"/> 弁明書の提出又は口頭による弁明（第11条第2項）
要求書又は通知書の番号及び日付	第 年 月 日 号
代理人の住所	
代理人の氏名	
代理人との関係	

注1 該当する□の中にレ印を付けること。  
 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号 (第15条関係)

代 理 人 資 格 喪 失 届 出 書

年 月 日

新潟県公安委員会 殿

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

私の代理人は、その資格を失ったので新潟県暴力団排除条例施行規則（平成23年新潟県公安委員会規則第11号）第15条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

資格を失った代理人としての種別	<input type="checkbox"/> 説明若しくは資料の提出又は口頭による説明（第4条第2項又は第3項） <input type="checkbox"/> 意見の聴取又は申述書の提出（第8条第1項又は第2項） <input type="checkbox"/> 弁明書の提出又は口頭による弁明（第11条第2項）
要求書又は通知書の番号及び日付	第 年 月 日 号
代理人の住所	
代理人の氏名	

- 注1 該当する□の中にレ印を付けること。  
 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
-

新潟県公安委員会規則第10号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月29日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	本部長が専決できる事務	種別	本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
新潟県暴力団排除条例関係	(1) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「暴排条例」という。）第20条の規定による説明又は資料の提出の要求 <u>(1)の2 暴排条例第20条の2第1項の規定による立入検査の指示</u> <u>(1)の3 暴排条例第20条の2第2項の規定による身分証明書の作成</u> (2)～(9) (略) (10) 暴排条例施行規則第5条第2項の規定による日時等変更申出書の受理 (11) (略) (12) 暴排条例施行規則第5条第4項の規定による日時等決定通知書による通知 (13)～(19) (略) (20) 暴排条例施行規則第9条第2項の規定による日時等変更申出書の受理 (21) (略) (22) 暴排条例施行規則第9条第4項の規定による日時等決定通知書による通知 <u>(23) 暴排条例施行規則第12条第1項の規定による提出物目録の作成</u> <u>(24) 暴排条例施行規則第12条第2項の規定による提出物目録の写しの交付</u> <u>(25) 暴排条例施行規則第12条第3項の規定による還付請書の受理及び証拠書類等の返還</u> <u>(26) 暴排条例施行規則第13条第1項の規定による弁明録取者の指名</u> <u>(27) 暴排条例施行規則第14条第1項の規定による日時等変更申出書の受理</u> <u>(28) 暴排条例施行規則第14条第2項の規定による口頭による弁明の日時又は</u>	新潟県暴力団排除条例関係	(1) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「暴排条例」という。）第20条の規定による説明又は資料の提出の要求 (2)～(9) (略) (10) 暴排条例施行規則第5条第2項の規定による説明日時等変更申出書の受理 (11) (略) (12) 暴排条例施行規則第5条第4項の規定による説明日時等決定通知書による通知 (13)～(19) (略) (20) 暴排条例施行規則第9条第2項の規定による意見の聴取日時等変更申出書の受理 (21) (略) (22) 暴排条例施行規則第9条第4項の規定による意見の聴取日時等決定通知書による通知

<p>場所の変更</p> <p>(29) <u>暴排条例施行規則第14条第3項の規定による日時等決定通知書による通知</u></p> <p>(30) <u>暴排条例施行規則第15条第3項の規定による代理人選任届出書の受理</u></p> <p>(31) <u>暴排条例施行規則第15条第4項の規定による代理人資格喪失届出書の受理</u></p>	<p>(23) <u>暴排条例施行規則第10条第3項の規定による代理人選任届出書の受理</u></p> <p>(24) <u>暴排条例施行規則第10条第4項の規定による代理人資格喪失届出書の受理</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。